令和7年度 ふじさんネットワーク総会資料

令和7年6月21日(土)



資料目次

第	1 号議案	令和6年度ふじさんネットワーク事業報告・・・・・・・・P1
第	2 号議案	令和6年度ふじさんネットワーク収支決算・・・・・・・P13
第	3 号議案	令和6年度富士山寄付記念品事業(特別事業)事業報告・・・・P15
第	4 号議案	令和6年度富士山寄付記念品事業(特別事業)収支決算・・・・P16
第	5 号議案	役員の改選(案)・・・・・・・・・・・・・・P18
第	6 号議案	令和7年度ふじさんネットワーク事業計画(案)・・・・・・P20
第	7 号議案	令和7年度ふじさんネットワーク収支予算(案)・・・・・・P25
第	8 号議案	令和7年度富士山寄付記念品事業(特別事業)事業計画(案)・・・P26
第	9 号議案	令和7年度富士山寄付記念品事業(特別事業)収支予算(案)・・・P26
会目		

参考資料

富士山環境保全展開活動費補助金交付要綱(案) 令和6年度会員活動補助事業の見直しに関するアンケートについて(結果)

【第1号議案】

令和6年度ふじさんネットワーク事業報告

1 会議の開催

(1) 総会の開催

ア 日 時 令和6年6月15日午前10時から午後0時20分

イ 場 所 プラサヴェルデ 401 会議室

ウ 内 容 令和5年度事業報告・収支決算、令和6年度事業計画・収支予算等を議 案として提出し、全て議決された。

(2) 幹事会の開催

ア 日 時 令和7年3月15日 午前10時から11時30分

イ 場 所 プラサヴェルデ 407 会議室

ウ 内 容 令和6年度事業報告・収支決算、令和7年度事業計画案・収支予算案等 を議案として提出し、全て承認された。

2 情報発信事業

(1) 情報誌制作

ア 一般向けの情報誌(ふじさんネットワーク)

会員へのインタビュー記事や、ネットワークの活動記録など、 富士山の環境保全に関する幅広い情報を掲載した。

年2回 (11月、3月)、各3,500 部発行した。3月発行の第70号 は設立25周年記念号とし、これまでの活動を振り返った。

イ 会員向けの情報誌(ふじさんネットワーク通信) イベント情報等の最新情報等を掲載した。 A4判・2P、会員人数分発行した(10回発行)。

ウ イベントにおける情報発信

「富士山の日」フェスタ 2025 (静岡県) (令和7年2月23日) において、ブース出展し、ふじさんネットワーク及び事業内容を周知した。

「富士山の日」フェスタ 2025 ふじさんネットワーク 静岡県自然保護課ブース







(2) ホームページの運営

静岡県内外の多くの方に富士山の環境保全意識を高めるため、ホームページを運営し、イベントや会員の情報発信等、富士山に関する多くの情報を発信した。また、会員等に対して定期的に情報を発信するため、メールマガジンを配信した(10回配信)。

(3) SNS の運用

ア 「ふじさんネットワーク正会員」の紹介動画の作成及び YouTube 発信 ふじさんネットワーク正会員の活動を広く周知することで、新型コロナウイルス の影響で縮小した富士山に関する自然環境保全活動の気運を高め、関係団体の活動

の活性化を図る。(動画シリーズ名:富士山のまもりびと) 令和6年度はふじさんネットワークの活動を3つ紹介。

※ふじのくにメディアチャンネルで配信中(静岡県公式チャンネル)

YouTube の 二次元コード→





イ X (エックス) による情報発信

ふじさんネットワーク事業の広報のため、公式 SNS で情報発信した。

項目	内 容
開設日	・令和5年7月開設
フォロワー インプレッション	 99 フォロワー(R5:42 フォロワー) 27,092 回 R6年度投稿分 ※33,599回(R5年度投稿分)
ポスト数	・40 ポスト (R5:23 ポスト)
発信内容	・ネットワーク通信・各種イベントの募集・活動成果 等



二次元コー



3 マナー啓発事業

(1) 富士山エコレンジャー事業

富士山憲章の周知及び定着、並びに富士山の豊かな自然環境の保全及び継承を図るため、エコレンジャーが来訪者に対する情報提供やマナー啓発等に取り組んだ。

富士山エコレンジャーを補佐する「富士山エコサポーター」は、所定の研修を受講しつつ、エコレンジャーとともに来訪者のマナー啓発や安全指導に取り組んだ。

ア活動実績

登録者数:エコレンジャー13人、エコサポーター9人、計22人

年度	4~6月	7月	8月	9月	10~3月	計
R 6	延べ27日	延べ13日	延べ 15 日	延べ 14 日	延べ 42 日	延べ 111 日

イ 合同活動

個別の活動以外にエコレンジャー連絡会として活動した。

※参加人数はエコレンジャー等の人数を示し、県職員等は含まない。

(ア) 植生保全パトロール (登山実践の研修会と合わせて実施) 平成25年度に静岡県が実施した「富士山麓植生保全パトロール業務委託」実施

箇所の継続的なモニタリング。下表には、その中でも年間活動計画に記載されて いる環境パトロールのうち該当するものを記載した。 No 調査日 場 容 人数 所

		23 771	· •	7130
1	5 / 26	高鉢駐車場-富士山新大宮口登山 道-2合目林道-西臼塚駐車場		3人
2	8/3	水ケ塚駐車場ー富士宮口5合目ー 6合目ー宝永山遊歩道ー富士宮口 5合目-水ケ塚駐車場	次の視点により、登山道周辺の 植生にダメージがないか、パト ロールを実施した。	6人
3	9 /21	御殿場口新5合-幕岩-四辻-ニ ツ塚下塚-御殿場口新5合	・貴重な植物の採取、踏みつけ ・外来植物の侵入等の人為的な	5人
4	11/16	水ケ塚駐車場-須山御胎内-須山 ロ下り一合五勺-南山休憩所-須 山口上り一合五勺-水ケ塚駐車場	影響 ・動物による食害 ・その他自然的な影響等	5人
5	12/7	旧料金所ゲートーガラン沢分岐ー 高鉢駐車場ー西臼塚駐車場		5人

(イ) Mt. FUJI100 (旧名称 ウルトラトレイルマウントフジ) 意見交換会

開催日	場所	内 容	参加人数
6 /19	山梨県富士吉田市 (富士吉田商工会議所)	2024年大会に関する事業報告。主催者及び関係者と、トレイルランニング大会が環境に与える影響について議論した。(リモート参加)	1人

(ウ) 富士山エコレンジャー・エコサポーター研修会

No	日程	講師	場所	内 容	参加 人数
1	6 / 15	静岡県富士山世界遺産センタ 一 松島仁教授	プラサヴェル デ 401 会議室	歴史関係	10 人
2	7/6	ふじさんネットワーク事務局	水ヶ塚駐車場	自然環境 (外来植物撲滅大作戦 I)	2人

3	9 /28	ふじさんネットワーク事務局	須走口五合目	自然環境 (外来植物撲滅大作戦Ⅱ)	1人
4	10/26	NP0 富士山自然の森づくり 常葉大学社会環境学部 浅見准教授	根原県有地	自然環境 (草原性植生保全活動体験)	1人
		富士山エコレンジャー		活動の基本	
5	2 /22	関東森林管理局静岡森林管理 署	プラサヴェル	林野庁施策	16 人
	2/22	日本気象予報士協会静岡支部	デ 407 会議室	自然関係④気象	10 人
		富士宮警察署地域課 山岳遭難救助隊		危機管理	

ウ エコレンジャー連絡会

総会の開催

- (ア) 第1回富士山エコレンジャー連絡会総会(書面開催 令和6年5月) 富士山エコレンジャーの新規登録者について
- (4) 第2回富士山エコレンジャー連絡会総会(令和6年6月15日(土))
 - a 令和5年度事業報告 環境パトロール、研修会等の実施状況
 - b 令和6年度事業計画 環境パトロール、研修会等の実施予定等
 - c 役員改選

代表幹事、幹事をエコレンジャーの中から選出、承認

- ・代表幹事 富士山の自然を守る会 福原 みさよ 氏(再)
- 幹 事富士自然観察の会 吉永 耕一 氏 (再) 鈴木 啓之 氏 FIエコチーム (再)

富士自然観察の会 齊藤 久美恵 氏(再)

住友林業株式会社 富士山「まなびの森」

沢田 明宏 氏 (再)

富士山の自然を守る会 夏目 三男 氏 (新)

4 富士山環境学習事業

(1) 環境学習事業

富士山環境保全意識の高揚を図るため、自然観察会と富士山勉強会を次のとおり開 催した。

	-			
月日	コース名	場所	人数	講師等
6/15	富士山勉強会	プラサヴェルデ	31 人	「富士山と源氏物語ー"古典" の政治学」 静岡県富士山世界遺産セン ター 松島 仁 教授
8/17	「富士山の恵み 柿田川」 親子で水に親しむ自然観察会	柿田川公園	62 人	(公財) 柿田川みどりのトラスト 柿田川自然保護の会

(2) 活動体験事業

県、市、会員団体等と富士山における環境保全活動を実施した。

No	月日	コース名	場所	人数	指導者
1	6 /22	富士山ごみ減量大作戦I	富士市桑崎	38 人	県、富士市、24 時間テレビ チャリティー委員会、(株) 三井 エンタープライズと共催
2	7/6	富士山麓外来植物撲滅大作戦I	水ヶ塚駐車場 (裾野市須山)	27 人	(株)環境アセスメン トセンター
3	9 / 28	富士山麓外来植物撲滅大作戦Ⅱ	須走口五合目 (小山町須走)	32 人	富士自然観察の会
4	11/2	富士山ごみ減量大作戦 II ※荒天により中止	裾野市須山	-	県、裾野市、24 時間テレビ チャリティー委員会と共催
5	3/1	富士山ごみ減量大作戦Ⅲ	富士宮市粟倉	40 人	県、富士宮市、24 時間テレビチャリティー委員会、(株) 三井エンタープライズと共催

(3) 学習リーフレット作成事業

ア 周知・啓発

子どもたちに富士山への親しみや興味を喚起し、富士山の自然を守り、大切にする心を育てるための電子書籍リーフレット「富士山からの挑戦状」を電子書籍ポータルサイト「Shizuoka ebooks」に掲載中。



イ 「富士山からの挑戦状」を活用した教育機関向け研修講座

令和3年度に実施したアンケート調査結果から、県内の子どもたちの富士山への 親しみや興味、富士山を大切にする心を育てることを目的とした「富士山学習」の 取組をさらに強化していく必要性を認識。

このため、富士山学習に取り組む小学校に対して、「富士山からの挑戦状」の執筆・ 監修者である、本会 副会長の「NPO法人ふじ環境研究所 理事長 山田辰美 氏」を 講師として派遣し、「富士山学習」の講演を行った。

(ア) 講演内容

No	月日	主催	対象	参加者	講演タイトル
1	9月11日	裾野市立須山小学校 (裾野市)	小学校6年生	15 人	地球と富士山
2	2月20日	掛川市立桜木小学校 (掛川市)	小学校2年生	97 人	富士山をまもるた めに

(イ) 講演参加者の声(一部抜粋)

(裾野市立須山小学校6年生)

- ・富士山の生き物の増加や、その理由が面白かったです。シカが原因だったり、食事の草などが増えたりなど、楽しかったです!!森を大切にゴミを捨てずに、何回か森のなかでを掃除してきれいにすれば、きれいな地下水を採れるようになると思いました。
- ・富士山のシカの影響でチョウなどの虫が増えた話や、裾野市の水のきれいさを知って面白かったです。裾野市のきれいな水を保つために、水を無駄にしないようにしたいです。 (掛川市立桜木小学校2年生)
- ・富士山に川がないことにびっくりしました。白糸の滝に実際に行ってみたいです。
- ・赤富士/紅富士を見てみたいです。いろいろな色で見える富士山がもっと好きになりました。
- ・富士山のために地球を大切にしたいです。

5 会員活動支援事業

富士山憲章の周知定着と環境保全活動の更なる推進を図るため、会員の自主的な環境保全活動を補助金・応援金により支援した。

- (1) 富士山環境保全事業費補助金(限度額 10 万円)
 - ・3会員に補助金を交付した。

No	交付決定日	会 員 名	補助額	補助事業内容
1	9 /25	富士山の自然を守る会	95, 000 円	富士山の環境保全を啓発するための 現地観察、学習会
2	9 /25	富士山自然誌研究会	100,000円	冊子の発行、自然観察会、動植物調査
3	11/1	柿田川・東富士の地下 水を守る連絡会	100,000円	防鹿柵設置
		合計	295, 000 円	

(2) 富士山環境保全活動応援金(限度額3万円)

・10 会員に応援金を各3万円、交付した(合計30万円)。

No	交付決定日	会 員 名		
1	9/25	特定非営利活動法人富士市のごみを考える会		
2	9/25	合同会社森のたね		
3	9/25	三島ゆうすい会		
4	9/25	富士山世界文化遺産裾野市民協議会		
5	9/25	富士山の自然を守る会		
6	9/25	特定非営利活動法人土に還る木森づくりの会		
7	9 /25	富士山自然誌研究会		
8	10/3	ボーイスカウト富士第4団		
9	11/5	柿田川・東富士の地下水を守る連絡会		
10	9/25	富士自然観察の会		

(3) 富士山みがきあげ作戦の実施

五合目以下の道路等に捨てられたごみについて、地元企業等の自主的な実態調査・ 清掃活動を促進するため、富士山みがきあげ作戦を支援した。

※7団体13回申込 延べ203人。

No	活動日	実 施 団 体	参加人数
1	4/10	キリンディスティラリー株式会社	15 人
2	4/13	認定特定非営利活動法人富士山クラブ	37 人
3	4/29	森永乳業株式会社 富士工場	25 人
4	5/8	キリンディスティラリー株式会社	14 人
5	5/21	キヤノン株式会社	8人
6	6/8	共同印刷労働組合	12 人
7	6 / 12	キリンディスティラリー株式会社	12 人
8	9/11	キリンディスティラリー株式会社	16 人
9	10/9	キリンディスティラリー株式会社	13 人
10	12/19	森永乳業株式会社 富士工場	26 人
11	12/27	株式会社美幸輝	15 人
12	12/27	公益財団法人富士社会教育センター	5人
13	3 / 13	公益財団法人富士社会教育センター	5人
		計	203 人

※清掃活動の参加者に対する傷害保険の提供や清掃活動時の備品(腕章・のぼり旗)の貸出を行った。



森永乳業株式会社 富士工場 (4月29日)



キリンディスティラリー株式会社(9月11日)

(4) 傷害保険事業

富士山地域における会員の森づくり活動、清掃活動、自然観察会等の環境保全活動のうち、申請のあった活動について、一括して傷害保険に加入した。

※延べ加入者3,919人、保険適用0人。

富士山エコレンジャー活動については、個人が特定されていることや活動を頻繁に 行っているため、ボランティア活動保険(個人・年間契約)に加入した。

※22人 (エコサポーター含む)。

6 設立 25 周年記念イベント

ふじさんネットワークが令和6年度に設立25周年を迎える(平成11年10月23日設立)にあたり、富士山の環境保全に関する理念や富士山憲章、活動状況等を、広く県民の方に理解していただく記念事業を開催した。

	企画 1	企画 2	企画3
事業名	記念シンポジウム	富士山エコレンジャー体験 イベント	ノベルティグッズ製作
開催日	10月13日(日)	10月20日(日)	10月13日(日)から 配布開始
会場	富士市文化会館ロゼシアター (富士市)	富士山ふれあいの森林遊歩道 (富士宮市)	-
参加者	200 人	25 人	-
内容	(1) 基調講演 (2) ネットワーク紹介 (3) 鼎談	(1) オリエンテーション(2) 遊歩道でのフィールドマナーの学習、樹木・草花の情報収集など(3) 振り返り	エコバッグの制作

(1) 記念シンポジウム

富士山憲章に基づき、富士山への親しみを喚起、富士山の環境保全に対する意識の高揚、及びふじさんネットワークの認知度向上を図るため、俳優で歌手の工藤夕貴氏による講演を含めた「ふじさんネットワーク設立 25 周年記念シンポジウム」を開催した。

【松言更旨】

【免言安百】	
次第	発言要旨
主催者挨拶 増澤武弘会長	 ・平成10年頃は、富士山の調査・研究及び保護・保全を行う団体が約100団体もあった。各団体がバラバラに活動するよりもひとつにまとまれば、もっと広く活動できるのではと感じていたところ、同じ思いを持つ方々によりふじさんネットワークが設立された。 ・現在500を超える団体・個人の皆様の賛同を得て、今のふじさんネットワークがあり、感謝している。
基調講演 「そこに富士山がある から〜日本人の心のふ るさと〜」 工藤夕貴氏	・世界文化遺産になったからこそ、さらに大事に保全・保護をしていかなければいけない。・私たち日本人の心のふるさとである富士山と、富士山の自然環境を守り次世代に繋げていくように努力したい。
ふじさんネットワーク活動紹介 上家信事務局長	・ふじさんネットワークの団体紹介・ふじさんネットワーク主要事業(イベント)紹介

工藤夕貴氏

・下界では見ることのできない空・星・自然環境を目の当たりにする と、人は自然に生かされていると感じ、謙虚な気持ちになる。人生 のなかで達成感をなかなか感じづらいが、登山をしていると生きて いるという達成感を感じることができる。

久保ひとみ氏

・私は浜松市出身で今でも富士山の麓に来ると、富士山が本当に大き く見えて感動する。北海道から富士山を求めて移住した人もいる。 これが富士山の魅力の大きさ。是非、地元の人にもっと富士山を好 きになってもらいたい。

鼎談

「富士山の魅力、そして将来」

增澤武弘会長

・富士山の楽しみ方は山頂に行くことだけではない。山麓の美しいブ ナやコケなど、楽しみ方が沢山ある。

工藤夕貴氏

・自然環境を保全しながら、観光を成り立たせることが大切。

久保ひとみ氏

・素晴らしい富士山の自然を守って、子どもたちに富士山を好きになってもらえるように伝えていく。

增澤武弘会長

・自然、観光、生活、道路、経済も全て重要。どれひとつ欠けること ないよう自然を守りながら社会を動かすことで、富士山を将来にわ たり守っていく。そのために私たちふじさんネットワークの会員の みんなが共通認識を持ち行動することが重要。



基調講演の様子



鼎談の様子

(2) 富士山エコレンジャー体験イベント

富士山の環境保全に携わる富士山エコレンジャー活動の認知度向上と、担い手の確保を図るため、「富士山エコレンジャー体験イベント」を開催した。

ア 開催概要

日時	活動内容
令和6年10月20日(日)	富士山ふれあいの森林遊歩道 (富士宮市)
午前 9 時 30 分~午前 10 時	集合 (西臼塚駐車場 東屋)
午前 10 時~午前 10 時 30 分	オリエンテーション ・趣旨説明 ・富士山エコレンジャーとは ・富士山憲章の唱和 ・自己紹介
午前 10 時 30 分~午後 0 時 30 分	エコレンジャー体験 (富士山ふれあいの森林遊歩道) ・遊歩道でのフィールドマナーの学習 ・樹木・草花の情報収集など
午後1時~午後1時35分	振り返り

イ 参加者の感想

- ・西臼塚の植物や動物、きのこといった生態系がよくわかりました。実際に見て解説までしてくれたので知識がつきました。富士山は様々な恵みをもたらせてくれるので、これからも守っていかなければいけないと思いました。
 - 心に残っていることは、遊歩道にゴミが少ないというかほぼゼロだったということです。昔は 登山道や遊歩道にゴミが多くてよく問題になっていましたが、ここまでゴミが減ったというの は、登山者の意識が高まったことと環境パトロールなどのおかげだと思いました。
- ・マナーを守る大切さを改めて感じることができ、エコレンジャーの活動のおかげで、自然とハイキングなどのコースが守られているんだと実感しました。



体験の様子



集合写真

(3) ノベルティグッズ製作

ふじさんネットワークの認知度の向上を図るため、設立 25 周年を記念したノベルティグッズ(エコバッグ)を 1,200 枚作成のうえ各種イベントで配布し、広報した。

配布先	枚数
シンポジウム参加者	200
富士山エコレンジャー体験イベント	40
根原県有地植生保全活動体験イベント	60
ごみ減量大作戦(山麓・後期)	50
富士山エコレンジャー養成研修公開講座	40
富士山の日フェスタ 2025	50
正会員 (22 団体)	415
賛助会員(31人)	239
その他	106
計	1, 200



7 寄付金の受け入れ

マックスバリュ東海株式会社から令和6年度に929,235円の寄付をいただいた。 なお、平成15年度より同社から継続して寄付をいただいており、合計の寄付金額は約1,300万円となった。



7月9日知事感謝狀贈呈式



2月14日感謝状贈呈式

8 会員数の推移

会員数の推移	,
--------	---

年月日	正会員	賛助会員	合計(団体・個人)	増加
平成12年 3月31日	124	27	151	_
平成13年 3月31日	135	31	166	15
平成14年 3月31日	138	33	171	5
平成15年 3月31日	186	73	259	88
平成16年 3月31日	209	131	340	81
平成17年 3月31日	228	147	374	34
平成18年 3月31日	224	160	384	10
平成19年 3月31日	231	174	405	21
平成20年 3月31日	234	179	413	8
平成21年 3月31日	233	179	412	-1
平成22年 3月31日	235	185	420	8
平成23年 3月31日	233	205	438	18
平成24年 3月31日	239	223	462	24
平成25年 3月31日	244	229	473	11
平成26年 3月31日	252	239	491	18
平成27年 3月31日	253	241	494	3
平成28年 3月31日	254	241	495	1
平成29年 3月31日	256	246	502	7
平成30年 3月31日	266	269	535	33
平成31年 3月31日	262	282	544	9
令和2年 3月31日	260	291	551	7
令和3年 3月31日	257	301	558	7
令和4年 3月31日	258	309	567	9
令和5年 3月31日	258	310	568	1
令和6年 3月31日	254	311	565	-3
令和7年 3月31日	253	318	571	6

入退会の内訳

	5年度 会員数	6年度 入会数	6 年度 退会数	6年度末 会員数
正会員	254	4	5	253
賛助会員	311	14	7	318
計	565	18	12	571

退会の主な理由:会社都合、高齢、その他

【第2号議案】

令和6年度ふじさんネットワーク収支決算

1 収入

・収入額増の主な要因は、企業からの寄付金の増。

(単位:円)

No.	区 分	予算額	決算額	差引	備考
1	負担金	3, 150, 000	3, 150, 000	0	静岡県
2	繰越金	4, 685, 851	4, 685, 851	0	前年度繰越金
3	繰入金	0	0	0	
4	その他収入	564, 149	932, 172	368, 023	寄付金・預金利息
	合 計	8, 400, 000	8, 768, 023	368, 023	

2 支出

・支出額減の主な要因は、契約差金等。

(単位:円)

No.	区分	予算額	決算額	差引	備考
1	会議の開催	200, 000	115, 696	▲ 84, 304	R5よりその他事業費から独立
	情報発信事業	1, 750, 000	1, 516, 910	▲ 233, 090	
2	(1)情報誌制作	750, 000	671, 580	▲ 78, 420	情報誌のデザイン・印刷
	(2)ホームページ運営	1, 000, 000	845, 330	▲ 154, 670	ホームページ運営管理
	マナー啓発事業	450,000	219, 395	▲ 230, 605	
3	(1)富士山エコレンジャー事業	300, 000	219, 395	▲ 80, 605	講習会開催費、装備品等
	(2) 啓発物品作成事業	150,000	0	▲ 150,000	
	富士山環境学習事業	1, 230, 000	557, 504	▲ 672, 496	
,	(1)環境学習事業	330, 000	86, 358	▲ 243, 642	勉強会、自然観察会
4	(2)活動体験事業	700, 000	439, 780	▲ 260, 220	外来種駆除、草刈体験
	(3) 学習リーフレット作成事業	200, 000	31, 366	▲ 168, 634	出張講義等
	会員活動支援事業	1, 750, 000	722, 539	▲ 1,027,461	
5	(1)会員活動補助事業	1, 600, 000	601, 050	▲ 998,950	補助金:70万円(10万円×7件) 応援金:90万円(3万円×30件)
	(2)傷害保険事業	150,000	121, 489	▲ 28, 511	正会員に対する保険
6	設立25周年記念イベント	2, 500, 000	1, 913, 000	▲ 587,000	
7	その他事業費	520, 000	67, 500	▲ 452, 500	備品購入費等
	合 計	8, 400, 000	5, 112, 544	▲ 3, 287, 456	

収入決算額 8,768,023 円 - 支出決算額 5,112,544 円 = 3,655,479 円 = 翌年度繰越額

令和6年度ふじさんネットワーク会計監査報告

令和6年度ふじさんネットワークの会計について、会計書類及び帳簿等を監査した結果、その会計事務処理は適法かつ適正であると認めます。

令和 7 年 5 月 19 日

ふじさんネットワーク監事

アサヒビール株式会社中部支社静岡支店 支店長

香本創見



マックスバリュ東海株式会社 経営企画本部戦略部広報・IR・社会貢献グループ マネージャー

安部伸一



【第3号議案】

令和6年度富士山寄付記念品事業(特別事業)事業報告

1 令和6年度収入額等 令和6年度末:449,899円(令和5年度末:666,124円)

・SAVE Mt. FUJI 218 個(令和 5 年度末: 446 個)

・花シリーズ (5 個セット) 185 個(37 セット) (令和 5 年度末: 455 個(91 セット))

・雲シリーズ (4個セット) 1,064個(266 セット) (令和5年度末:1,764個(441 セット))

・手ぬぐい 201枚(令和5年度末:198枚)

2 配布依頼先一覧

<u> </u>						
No	施設名	所 在 地	備考			
1	雲海荘	富士山富士宮ルート(六合目)				
2	宝永山荘	同上				
3	菊屋	富士山須走ルート(五合目)				
4	東富士山荘	同上				
5	富士川楽座	富士市				
6	ギフトショップ東海道表富士	同上				
7	富士山観光交流ビューロー	同上				
8	浅間大社境内売店ここずらよ	富士宮市				
9	秩父宮記念公園	御殿場市				
10	国立中央青少年交流の家	同上				
11	富士山樹空の森	同上				
12	道の駅すばしり	小山町				
13	富士山静岡空港内Yショップ	牧之原市				
14	富士山静岡空港免税店	牧之原市				
15	道の駅あさぎり高原	富士宮市				
16	田貫湖ふれあい自然塾	富士宮市				
17	奇石博物館	富士宮市				
18	御胎内温泉健康センター	御殿場市				
19	山梨県立富士山世界遺産センター	山梨県富士河口湖町				
20	静岡県立富士山世界遺産センター	静岡県富士宮市				
21	日本平夢テラス	静岡市清水区				
22	三保松原文化創造センター みほしるべ	静岡市清水区				
23	佐野美術館	三島市				
24	ベルナール・ビュッフェ美術館	駿東郡長泉町				
25	静岡県立美術館	静岡市駿河区				
26	ふじさんミュージアム	山梨県富士吉田市				
27	森の駅「富士山」	裾野市須山字浅木塚地内				

3 その他

ふじさんネットワーク設立 25 周年シンポジウムや「富士山の日」フェスタ 2025 (静岡県) 等で、配付及び PR を実施した。

【第4号議案】

令和6年度富士山寄付記念品事業(特別事業)収支決算

1 収入

・収入は昨年度と同程度を見込んでいる。

(単位:円)

	区分	予算額	決算額	差引	備考
1	寄付金	492, 231	449, 899	▲ 42, 332	ピンバッジ募金
2	繰越金	2, 407, 755	2, 407, 755	0	前年度繰越金
3	その他収入	14	984	970	預金利息
	合 計	2,900,000	2, 858, 638	▲ 41, 362	

2 支出

・在庫数が少なくなったピンバッジ(雲シリーズ)と手ぬぐいを作成した。

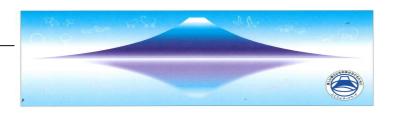
(単位:円)

区分		予算額	決算額	差引	備考
1	記念品作成費	1, 500, 000	984, 280	▲ 515, 720	
2	予備費	1, 400, 000	0	▲ 1,400,000	
合 計		2, 900, 000	984, 280	▲ 1, 915, 720	_

(注) 科目間の流用を認める。

収入合計 2,858,638 円 984, 280 円 支出合計

1,874,358円 翌年度繰越





大きさ:直径26㎜ 10 300円以上



花シリーズ (5種) 大きさ:直径66mm (5個セット) 10 1,000円以上



令和6年度富士山寄付記念品事業(特別事業)会計監査報告

令和6年度富士山寄付記念品事業(特別事業)の会計について、会計書類及び 帳簿等を監査した結果、その会計事務処理は適法かつ適正であると認めます。

令和 7 年 5 月 /9 日

ふじさんネットワーク監事

アサヒビール株式会社中部支社静岡支店 支店長

香本創見



マックスバリュ東海株式会社 経営企画本部戦略部広報・IR・社会貢献グループ マネージャー

安部伸一



【第5号議案】

役員の改選(案)

<ふじさんネットワーク役員改選後> 任期:令和7年度総会~令和9年度総会(1期:2年) (役職別 五十音順 敬称略)

		株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社東部総局長	嶋 晃司
		公益財団法人柿田川みどりのトラスト 会長	漆畑 信昭
	师	住友林業株式会社富士山「まなびの森」サステナビリティ推進部長	飯塚 優子
		特定非営利活動法人静岡自然環境研究会 理事長	増澤 武弘
		特定非営利活動法人ふじ環境研究所 理事長	山田 辰美
		特定非営利活動法人富士市のごみを考える会 事務長	小野 由美子
		特定非営利活動法人ホールアース自然学校 代表理事	山崎宏
-t-Λ		日本放送協会静岡放送局 局長	二宮 徹
幹		認定特定非営利活動法人富士山クラブ 静岡事務所長	深澤 寛貴
		富士急行株式会社 代表取締役社長	堀内 光一郎
		富士山エコレンジャー連絡会 代表幹事	福原 みさよ
		富士山本宮浅間大社 宮司	小西 英磨
		富士山をいつまでも美しくする会(富士宮市長)	須藤 秀忠
		富士自然観察の会 会長	小澤 緑
		森のたね 代表	井戸 直樹
		静岡県くらし・環境部環境局 局長	清真人
監	#	アサヒビール株式会社中部支社静岡支店 支店長	香本 創児
监	事	マックスバリュ東海株式会社経営企画本部戦略部広報・IR・社会貢献グループ マネージャー	安部 伸一

(参考)

役職	団体名	氏名	
名誉会長	静岡県知事	鈴木 康友	
	環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所 所長	青柳 信太	
顧問	国土交通省富士砂防事務所 所長	光永 健男	
<u></u>	山梨県観光文化・スポーツ部 部長	小泉 嘉透	
	林野庁関東森林管理局静岡森林管理署 署長	髙柳 威晴	

ふじさんネットワーク役員改選前 (役職別 所属先五十音順 敬称略)令和7年6月21日現在

N <u>CCN</u>	トツィ	フーク1支負以送前 (文献が) 別属元五十百順 一致你略) つれて	十0月41日先任
名誉会	長	静岡県知事	鈴木 康友
会	長	特定非営利活動法人静岡自然環境研究会 理事長	増澤 武弘
		公益財団法人柿田川みどりのトラスト 会長	漆畑 信昭
副会	: 長	特定非営利活動法人ふじ環境研究所 理事長	山田 辰美
		静岡県くらし・環境部環境局 局長	清真人
		株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社東部総局長	嶋 晃司
		住友林業株式会社富士山「まなびの森」サステナビリティ推進部長	飯塚 優子
		特定非営利活動法人富士市のごみを考える会事務長	小野 由美子
		特定非営利活動法人ホールアース自然学校 代表理事	山崎宏
	事	日本放送協会静岡放送局 局長	本郷 徹志
±^		認定特定非営利活動法人富士山クラブ 静岡事務所長	深澤 寛貴
幹		富士急行株式会社 代表取締役社長	堀内 光一郎
		富士山エコレンジャー連絡会 代表幹事	福原 みさよ
		富士山本宮浅間大社 宮司	甲田 吉孝
		富士山をいつまでも美しくする会(小山町長)	込山 正秀
		富士自然観察の会 会長	小澤 緑
		森のたね 代表	井戸 直樹
		アサヒビール株式会社中部支社静岡支店 支店長	香本 創児
監	事	マックスバリュ東海株式会社経営企画本部戦略部広報・IR・社会貢	安部 伸一
	問・	献グループ マネージャー	
		環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所 所長	青柳 信太
顧		国土交通省富士砂防事務所 所長	光永 健男
		山梨県知事政策局 局長	石寺 淳一
		林野庁関東森林管理局静岡森林管理署 署長	髙柳 威晴

【第6号議案】

令和7年度ふじさんネットワーク事業計画(案)

1 補助金・応援金の制度見直しについて

(1) 概 要

現行の「富士山環境保全事業費補助金」と「富士山環境保全活動応援金」を廃止し、新たに「富士山環境保全展開活動費補助金」を新設する。

ア 現行制度の課題

現行の補助金と応援金の交付件数が、交付可能団体数の半数程度にとどまっており、活用が進んでいない。

項目	補助金	応援金
		R 6:予定30団体、実績10団体 ※例年の実績9~11団体

また、応援金については、令和3年度にWithコロナにおける正会員の富士山に関する自然環境保全活動を応援するために新設したが、令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、各種行動制限が緩和され、各団体の活動が復調に向かっているため、当初の目的に沿わない。

イ 現状把握・見直し方針

補助金・応援金について、正会員にアンケートを実施。 (P22 参照)

主な意見	見直し方針	
補助金の、既存・継続事業への活用	活用できるように制度を見直す。	
補助金の、会の運営費、会員の交通 費・謝金への活用	会の運営や会員への補助は行わない。	
補助金・応援金の増額	現行の補助額に対する増額要望は少数のため、新設補助金の補助額は現行の補助金と同額とする。	
制度を知らなかった	周知方法等の改善を行う。	

ウ対応

【対応1】現行の補助金・応援金を廃止して「富士山環境保全展開活動費補助金」を 新設。

新設目的	<u>ふじさんネットワークの活動の周知並びに活動の参加者及び会員の増加を図り、</u> もって富士山憲章の周知定着を推進するとともに、富士山の環境保全活動を全国的な広がりを持って展開していくことを目的とする。
補助対象活動	事業の新規・継続は問わず、要綱で定める活動(講演会、自然観察会など)のうち、公募等によりふじさんネットワーク正会員等以外の参加を募 る活動
補助対象経費	現行の補助金と同じ(正会員等に対して支払われる経費は補助対象外)
補助額	上限 10 万円(現行の補助金と同じ)
備考	交付しないケース ・天候・災害・その他の事象により活動が中止となった場合 ・公募等により募集した、正会員等以外の者の参加が無かった場合 ・ふじさんネットワーク総会において当年度予算が議決されなかった場合 ・審査の結果が不適切と判断された場合

【対応2】制度の周知方法の改善

- ・制度内容を周知する方法を改善する。
 - 例 ①補助金制度に関するチラシの作成、②ネットワーク通信での周知 ③SNS・メールマガジンでの周知、④総会での周知
- (2) 内容詳細(新旧比較)

	現行補助金	現行応援金
補助対象 活動	新規事業又は既存の事 業予算額を拡大する事業 で要綱に定める活動	事業の新規・ 継続を問わず、 要綱で定める活 動
補助対象経費	指定あり	(指定無し)
補助額等	・1回/年 ・上限 10 万円	・1回/年 ・3万円
提出書類	着手前提出書類 ・交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ※団体の概要がわかる書 類(会則等)を添付 変更の提出書類 ・変更取を記申請書 ・変更取支予算書 ・変更収支予算書 ・変更収支予算書 ・実績報告書 ・実績報告書 ・事業決算書 ・収質収書写し、会計帳簿、事業の実績がわかる資料等を添付 ・請求書	着手前提出書類 ・交付申請書 ・誓約書 ・その他会長が ・必要 書類
補助金の 支払時期	事業完了後 (秋以降)	交付申請書提出 後(夏~秋)

	新補助金
	事業の新規・継続を問わ
	ず、要綱で定める活動※、か
	つ公募等により、正会員等以
	外の者が参加する活動
	指定あり
	・1回/年
	・上限 10 万円
	着手前提出書類
	 事前計画書
	※活動内容、総活動費、補助
	対象経費等を記載
	・ <u>収支予算書</u>
	変更時提出書類
	不要
	完了後提出書類
	・ <u>交付申請書</u>
	※活動実績、総活動費、補助
	申請額、振込口座等を記載
'	※活動内容が分かる資料(募
	集チラシ、写真等) を添付
	・収支決算書
	<u>※領収書等の写し</u> を添付
	・ <u>請求書</u>
1	

事業完了後(秋以降)

- ※ 富士山環境保全展開補助金要綱で定める活動
- ア 富士山憲章の周知定着に資する活動 (講演会、勉強会、自然観察会、環境教育等)
- イ 富士山の環境保全活動を全国的な広がりを持って展開していくことに資する活動
 - (ア) 環境保全意識の啓発に資する活動 (講演会、勉強会、自然観察会、環境教育等)
 - (イ) 環境保全の推進に資する活動

(自然保護活動、自然復元活動、清掃活動、登山道の修復、外来植物対策、動物侵 入防止柵設置・補修等)

(ウ) その他、会長が認める活動

≪参考≫ アンケート結果

「①補助金及び②応援金」についてのアンケートを正会員に送付し、現行の補助金制度の見直しの参考とした。

正会員247団体中36団体より回答。結果は下表のとおり。

質問項目	結果		
貝미切口	補助金(36 団体回答)	応援金(36 団体回答)	
活用時に困った こと・活用しな かった理由	 ・「実施したい事業や充てたい経費が補助対象とならない」との回答が11件(31%)と最も多い。 ・補助金制度を知らなかったとの回答が8件(22%)あった。 	・「制度を知らなかった」との回答が9件(25%)と最も多い・「申請書類が多い」との回答は2件(6%)、「申請書類の内容が難しい」との回答は1件(3%)あった。	
どのような事 業・経費に補助 金を充てたいか	・「既存・継続事業への活用」 ・「会の運営費(交通費)」		
希望の補助額	・補助額が少ないとの回答は5件 (14%)で、全件15万円以上を 希望	・応援金の額が少ないとの回答 は3件(8%)で、全件5万 円を希望	

2 ふじさんネットワーク会員交流会の開催について

(1) 概要

会員同士のネットワークを構築するため、交流会を開催する。

(2) 経緯·現状

令和6年度にふじさんネットワーク正会員から、「会員同士の交流の場があれば、ネットワークとしての機能が発揮できるのではないか」という意見をいただいた。

現在、ふじさんネットワークの活動は、主催イベントの開催や、事務局からの情報提供が主なものとなっており、会員からの情報発信は、活動発表会、情報誌のインタビューに限られている。

(3) 課題

会員の情報発信が、一方向の情報発信に限られており、会員同士の双方向の情報交換の場を設ける必要がある。

(4) 対応

交流会を開催し、会員の優れた取組や抱える課題について、会員相互に情報を交換 しながら富士山の環境保全活動に取り組んでいく体制を構築する。

(5) 企画案

⊢ н.	^		
日時	令和7年6月21日(土) ふじさんネットワーク総会後		
場所	プラサヴェルデ	(静岡県沼津市大手町)	
参加者	50 人程度(正会)	員、賛助会員)	
	交流テーマごとにグループに分かれて情報交換		
	(事前)		
	参加申込時に、	4つのテーマから興味のある内容を選	沢
	(当日)		
	同テーマを選ん	んだ4~6人のグループごとに情報交換	
内 容	(10 テーブル程度)		
	①導入 ファシリテーター(外注)による話題提供		
	②自己紹介 団体、自身の活動等		
	③情報交換		
	④まとめの発表 4テーマごと		
	⑤ふじさんネッ	ットワーク会長、副会長から講評	
運営	外注		
	午前9時30分~	ふじさんネットワーク総会	直営
スケジュール	午前 11 時~	交流会(会員活動発表会を兼ねる)	外注
	午後1時30分~	ふじさんネットワーク勉強会	直営
	午後 3 時 45~	富士山エコレンジャー連絡会総会	直営

3 年間事業計画(案)

区分	内容		
	(1) 総 会	令和7年6月21日(土)	
1 会議の開催	(2) 幹事会	令和7年6月21日(土)会長副会長の選任 令和8年3月	
	(1) 情報誌の発行	ふじさんネットワーク情報誌(年2回) ふじさんネットワーク通信(随時)	
2 情報発信事業	(2) ホームページの運営	ホームページの保守管理(4月1日契約) メールマガジン発行	
	(3)SNSの運用	ネットワークの紹介動画 (YouTube 動画) の掲載(富士山からの挑戦状) 各種情報提供	
2 一十 政政市出	(1) 富士山エコレンジャー事業	活動、研修及び装備費用	
3 マナー啓発事業	(2) 啓発物品作成事業	寄付記念品ポスター・チラシ等	
	(1) 環境学習事業	①自然観察会(柿田川)1回	
		②活動発表会※(総会と同日)1回	
		③富士山勉強会(総会と同日)1回	
4 富士山環境		①富士山麓外来植物撲滅大作戦 2回	
学習事業	(2) 活動体験事業	②富士山草原性植生保全活動体験 1回	
		③ごみ減量大作戦 3回	
	(3)学習リーフレット作成事業	内容の改訂、講演(県内小学校教員を対象)	
	(1) 富士山環境保全展開活動費補助金(16 会員)		
5 会員活動 支援事業	(2) 富士山みがきあげ作戦等 (のぼり旗等の提供)		
	(3) 会員活動傷害保険への加入	、(年度開始前契約)	
6 交流会	交流会の開催(1回)	令和7年6月21日(土)	

※午前に総会と交流会(活動発表会を兼ねる)、午後に勉強会の開催を予定。詳細は別途 通知します。

【第7号議案】

令和7年度ふじさんネットワーク収支予算(案)

1 収入

・令和7年度の県負担金及び寄付金は令和6年度と同程度を見込む。

(単位:円)

No.	区分	R 6 年度予算額	R 7年度予算額	差引	備考
1	負担金	3, 150, 000	3, 150, 000	0	R 6 年度と同様
2	繰越金	4, 685, 851	3, 655, 479	▲ 1,030,372	前年度繰越金
3	繰入金	0	0	0	
4	その他収入	564, 149	494, 521	▲ 69, 628	寄付金・預金利息
	合 計	8, 400, 000	7, 300, 000	▲ 1, 100, 000	

2 支出

・令和7年度の支出予算額は、令和6年度と同程度を見込む。

(単位:円)

No.	区分	R 6年度予算額	R 7年度予算額	差引	備考
1	会議の開催	200,000	200, 000	0	
	情報発信事業	1, 750, 000	1, 750, 000	0	
2	(1)情報誌制作	750, 000	750, 000	0	情報誌のデザイン・印刷
	(2)ホームページ運営	1, 000, 000	1,000,000	0	ホームページ運営管理
	マナー啓発事業	450,000	450,000	0	
3	(1)富士山エコレンジャー事業	300,000	300, 000	0	講習会開催費、装備品等
	(2) 啓発物品作成事業	150,000	150, 000	0	
	富士山環境学習事業	1, 230, 000	1, 230, 000	0	
4	(1)環境学習事業	330, 000	330, 000	0	勉強会、自然観察会
4	(2)活動体験事業	700, 000	700, 000	0	外来種駆除、草刈体験
	(3)学習リーフレット作成事業	200, 000	200, 000	0	出張講義等
	会員活動支援事業	1, 750, 000	1, 750, 000	0	
5	(1)会員活動補助事業	1, 600, 000	1, 600, 000	0	補助金: (10万円×16件)
	(2)傷害保険事業	150,000	150, 000	0	正会員に対する保険
6	設立25周年記念イベント	2, 500, 000	_	▲ 2,500,000	
7	交流会	_	500,000	500, 000	交流会開催費等
8	発送費	_	900, 000	900, 000	郵便、宅配
9	その他事業費	520, 000	520, 000	0	備品購入費等
	合 計	8, 400, 000	7, 300, 000	▲ 1, 100, 000	

※科目間の流用は認める。

【第8号議案】

令和7年度富士山寄付記念品事業(特別事業)事業計画(案)

富士山の環境保全への関心を高めるとともに、ふじさんネットワークの活動原資とするため寄付を募り、寄付者への記念品として「富士山ピンバッジ」及び「富士山手ぬぐい」を配布する。

1 配布協力先の新規開拓

引き続き、ピンバッジ及び手ぬぐいについて、配布協力先の新規開拓に努める。

2 ピンバッジ及び手ぬぐいの配布

ホームページを利用した県内外への協力の呼び掛けや各種イベント会場における呼び掛けにより、環境保全活動への寄付金を募ると共に、寄付者に対し記念品を配布する。

【第9号議案】

令和7年度富士山寄付記念品事業(特別事業)収支予算(案)

1 収入 (単位:円)

No	区分	6年度 予算額	7年度 予算額	差引	備考
1	寄付金	492, 231	424, 658	▲ 67, 573	入山料の影響を考慮
2	繰越金	2, 407, 755	1, 874, 358	▲ 533, 397	前年度繰越金
3	その他収入	14	984	970	預金利息等
	合計	2, 900, 000	2, 300, 000	▲ 600,000	

2 支出 (単位:円)

No	区分	6 年度 予算額	7年度 予算額	差 引	備考
1	記念品作成費	1, 500, 000	0	▲ 1,500,000	
2	発送費	0	50,000	50,000	郵便、宅配
3	予備費	1, 400, 000	2, 250, 000	850,000	
	合計	2, 900, 000	2, 300, 000	▲ 600,000	

(注)科目間の流用を認める

ふじさんネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、ふじさんネットワーク(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、富士山憲章 (平成10年11月18日制定)の周知及び定着を図るとともに、富士山の環境保全運動を全国的な広がりをもって展開していくため、会員が自主的及び連携して活動することにより、富士山を世界に誇れる山として保全し、その恵みを後世に継承していくことに寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 富士山憲章の周知、定着に関すること。
 - (2) 富士山の環境保全運動の展開に関すること。
 - (3) 会員の相互交流の促進に関すること。
 - (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(会員の種類)

- 第4条 ネットワークの会員は、次の2種類とする。
 - (1) 正会員 国、県、市町村、法人、企業及び団体等であって、ネットワークの目的に賛同して入会したもの
 - (2) 賛助会員 ネットワークの目的に賛同し、協力するために入会した個人等

(入会)

第5条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書(様式第1号)を会長に提出し、会長 の承認を受けなければならない。

(退会)

- 第6条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
- 2 会員である法人等が解散したとき又は会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(役員の種別及び選任)

- 第7条 ネットワークに、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 幹事(会長及び副会長を含む) 10人以上20人以内
 - (4) 監事 2人
- 2 役員は、正会員のうちから総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は幹事の互選により定める。
- 4 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、ネットワークを代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければ ならない。

(名誉会長及び顧問)

- 第10条 ネットワークに、名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長は、名誉職とし、総会の議決を経て定める。
- 3 顧問は、幹事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 4 顧問は、重要な事項に関し会長の諮問に答える。

(会議)

- 第11条 ネットワークに、次の会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 幹事会

(総会)

- 第 12 条 総会は、正会員で構成し、年一回を定例として会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは 臨時総会を開くことができる。
- 2 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を審議、議決する。
 - (1) ネットワークの事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算。ただし、総会の議決を受けることができない間は、年度開始前に開催する幹事会の承認による収支予算をもって執行することができる。
 - (2) その他会長が必要と認めた事項
- 3 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。
- 4 総会は、正会員の半数以上が出席(代理出席を含む。以下同じ。)しなければ、開くことはできない。
- 5 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(幹事会)

- 第13条 幹事会は、会長、副会長、幹事で構成し、会長が召集する。
- 2 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 幹事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事務局)

- 第 14 条 ネットワークの事務を処理するため、ネットワークに事務局を置く。
- 2 事務局は、静岡県くらし・環境部環境局自然保護課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(事業年度)

第15条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わるものとする。

(解散)

第16条 ネットワークは、総会の議決により解散する。

(補足)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成11年10月23日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は第7条第2項、第3項の規定にかかわらず、別紙役員等名簿の会長、副会長、幹事、監査とし、その任期は第9条第1項の規定にかかわらず平成13年度の総会の日までとする。
- 3 この会の設立当初の顧問は、第10条第3項の規定にかかわらず、別紙役員等名簿のとおりとする。
- 4 この会の設立当初の事業年度は第 15 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

附則

- この会則は、平成 14 年 6 月 15 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。 附 則
- この会則は、平成 16 年 5 月 29 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 附 則
- この会則は、平成 17 年 5 月 28 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。 附 則
- この会則は、平成 19 年 5 月 19 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。 附 則
- この会則は、平成 22 年 5 月 15 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し 出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境 の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と 適正 な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとし て、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、静岡・山梨両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日

静 岡 県山 梨 県

富士山環境保全展開活動費補助金交付要綱(案)

第1 趣旨

ふじさんネットワーク会長(以下「会長」という。)は、ふじさんネットワーク活動の周知並びに活動の参加者及び会員の増加を図り、もって富士山憲章(以下「憲章」という。)の周知定着を推進するとともに、富士山の環境保全活動を全国的な広がりを持って展開していくことを目的に、ふじさんネットワーク正会員(以下「正会員」という。)が実施する、公募等により正会員等以外の者が参加する活動に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「正会員等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ふじさんネットワーク会則第4条第1項に規定する正会員
- (2) 前項で規定する正会員に属する者

第3 補助の対象及び補助額

1 対象者

正会員のうち、国及び地方公共団体を除いた者とする。ただし、公立学校は対象とする。

2 対象となる活動

次に掲げる要件の全てに該当する活動とする。

- (1) 憲章の理念に基づいて行われる非営利の活動であること。
- (2) 公募等により、正会員等以外の者が参加する活動であること。
- ③ 次に掲げる項目のいずれかに該当する活動であること。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
区分	活動	種別	活動内容例					
ア	憲章の周知定着に資	する活動	講演会、勉強会、自然観察会、環境教育等					
1	富士山の環境保全 活動を全国的な広 がりを持って展開 していくことに資 する活動	(ア) 環境保全意識 の啓発に資する 活動	講演会、勉強会、自然観察会、環境教育等					
		(イ) 環境保全の推 進に資する活動	自然保護活動、自然復元活動、清掃活動、登山 道の修復、外来植物対策、動物侵入防止柵設置・ 補修等					
	リックは割	(ウ) その他、会長が 認める活動	_					

(4) 他の補助金等との重複支給を受けていない活動であること。ただし、対象経費が明確に区分されるものはこの限りではない。

3 補助対象経費

次に該当する経費項目とする。なお、該当経費項目においても補助対象外欄に記載の事項については補助対象経費とならないので留意すること。

4) 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	1 1 1 2 1 2 1	
経費項目	摘要	補助対象外
外部講師等謝金・旅	講習会講師、指導者、作業補助者等へ	
費	の謝金、交通費、宿泊費	左欄に掲げるもののうち正会員等に
輸送・運搬費	参加者送迎バス・車両借上げ料等	対して支払われる経費
会場費	講演会等の会場借上げ料	
広報費	ちらし、ポスター等作成費等	
啓発費	啓発品等の作成費等	
需用費	消耗品費(1品30千円未満)、印刷費、	消耗品費(1品30千円以上)
	郵送・宅配費等	
役務費	外部作業者による工事以外の作業費	左欄に掲げるもののうち正会員等に
使用料及び賃借料	機材のレンタル料	対して支払われる経費
委託料	設計・調査等の外部委託に係る経費	設計・調査等の正会員等への委託に係

		る経費
原材料費	整備を行う施設・設備の材料の購入費	
その他経費	清掃活動に伴うごみ処分費など、会長が認める経費	正会員の会の運営に要する経費

4 補助対象期間

補助金の交付を受けようとする会計年度

5 補助額等

1団体の申請は1会計年度1回限りとし、100千円を上限とする。

第4 事前計画書等の提出

- 1 提出書類 各1部
 - (1) 事前計画書(様式第1号)
 - ② 収支予算書(様式第2号)
- 2 提出期限

補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から12月末日まで

補助金の総額は、原則として補助金の交付を受けようとする会計年度のふじさんネットワーク総会において議決された額とし、提出された事前計画書の補助対象経費と100千円のいずれか小さい額の合計がふじさんネットワーク総会において議決された額に達した時点で事前計画書の受付を停止する。

ただし、補助金の交付を受けようとする会計年度のふじさんネットワーク総会開催前に提出された事前計画書については、ふじさんネットワーク会則第12条第2項第1号ただし書きの規定により幹事会で承認を得た額に達した時点で事前計画書の受付を停止する。

第5 交付の申請

- 1 提出書類 各1部
 - (1) 交付申請書(様式第3号)

活動内容がわかるもの(写真等)及び、公募等の内容がわかるもの(チラシ等)を添付すること。

② 収支決算書(様式第4号)

補助対象経費に充当したことを証明するもの(領収書等)の写しを添付すること。

2 提出期限

活動完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月15日のいずれか早い日まで。

ただし、補助金の交付を受けようとする会計年度のふじさんネットワーク総会前に実施した活動については、総会当日から起算して15日を経過した日まで。

第6 交付の決定及び額の確定

- 1 会長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地 調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、当該 申請に係る活動等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、交付すべきであると認めたときは、 すみやかに補助金の交付の決定及び補助金の額を確定し、通知しなければならない。
- 2 会長は、補助金の交付の申請に係る事項について、適正な交付を行うため必要があるときは所要の修正を加えて補助金の交付決定及び補助金の額の確定をしなければならない。

第7 交付の決定及び額の確定をしないことができる場合

会長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団
- ② 暴力団員等(暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくな

つた日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

- ③ 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

第8 交付の条件

次に掲げる事項は、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をする際の条件となるものとする。

- 1 活動は、必要な法的許認可及び、関係者の了解を得たものであること。
- 2 活動への着手(資材の購入又は運搬、契約等を含む。)は、事前計画書の受付日以降に行うこと。
- 3 次に掲げる事象が生じた場合、事前計画書を提出していても補助金を交付しない。
 - ア 天候・災害・その他の事象により活動が中止となった場合
 - イ 公募等により募集した、正会員等以外の者の参加が無かった場合
 - ウ ふじさんネットワーク総会において当年度予算が議決されなかった場合
 - エ 審査の結果が不適切と判断された場合
- 4 活動が予定の期間内に完了しない場合又は活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に 報告してその指示を受けなければならない。
- 5 活動により取得し、又は効用の増加した財産については、活動の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 6 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第9 請求の手続

- 1 提出書類 各1部 請求書(様式第5号)
- 2 提出期限

補助金交付決定及び補助金額確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 支払

会長は、第6の規定により交付すべき補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をした後に、補助金を 支払うものとする。

第11 帳簿書類等の調査

会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金を交付した正会員に対して報告をさせ、又は関係職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

附則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

会長が不在の場合、本要綱中「会長」とあるのは、「会長職務代理者」と読み替えるものとする。

富士山環境保全展開活動費補助金事前計画書

年 月 日

ふじさんネットワーク会長 様

所在地 正会員名 代表者役職氏名 連絡先

年度において富士山環境保全展開活動を実施したいので、富士山環境保全展開活動費補助金交付要綱第4の規定に基づき事前計画書を提出します。

1 活動予定内容

活動名					
実施日	年月日()~年月日()(日間)				
活動場所					
	ア 富士山憲章の周知定着に資する活動				
活動種別	⑦ 環境保全意識の啓発に資する活動				
※いずれかに○	イ 富士山の環境保全活動を全国的な広がりを持って展開していくことに資 (4) 環境保全の推進に資する活動 する活動				
	(対) その他、会長が認める活動				
活動内容					
参加者数予定人 数	人 (うち、ふじさんネットワーク正会員等以外の参加者数 人)				
総活動費	円 補助対象経費				

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名 作成者 職・氏名

収支予算書

1 収入の部

区分	予算額(円)	摘要
自主財源		
富士山環境保全展開活動費補助金		
その他補助金		(補助金名:)
その他収入		参加費等
合計		

2 支出の部

経費項目	補助対象外経費 (円)	補助対象経費(円)	摘要
富士山環境保全展開活 動費補助金対象外経費			正会員等に対して支払われる経費 正会員の会の運営に要する経費
外部講師等謝金·旅 費			講習会講師、指導者、作業補助者等へ の謝金、交通費、宿泊費
輸送・運搬費			参加者送迎バス・車両借上げ料等
会場費			講演会等の会場借上げ料
広報費			ちらし、ポスター等作成費等
啓発費			啓発品等の作成費等
需用費			消耗品費(1品30千円未満)、印刷費、 郵送・宅配費等
役務費			外部作業者による工事以外の作業費
使用料及び賃借料			機材のレンタル料
委託料			設計・調査等の外部委託に係る経費
原材料費			整備を行う施設・設備の材料の購入費
その他経費			清掃活動に伴うごみ処分費等
補助対象外経費計			
補助対象経費計			
総活動費			

富士山環境保全展開活動費補助金交付申請書

年 月 日

ふじさんネットワーク会長 様

所在地 正会員名 代表者役職 氏 名 連絡先

年 月 日付けで事前計画書を提出した富士山環境保全展開活動が完了したので、富士山環境保全 展開活動費補助金交付要綱第5の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

活動名							
実施日	年月日() ~ 年月日() (日間)						
活動場所							
	ア 富士山憲章の周知定着に資する活動						
活動種別	(7) 環境保全意識の啓発に資する活動 イ 富士山の環境保全活動を全国的な広						
※いずれかに〇	がりを持って展開していくことに資 (4) 環境保全の推進に資する活動						
	する活動 (対 その他、会長が認める活動						
活動内容							
参加者数	人 (うち、ふじさんネットワーク正会員等以外の参加者数 人)						
総活動費	円 補助対象経費 円 補助申請額 (上限:100千円)						

(注)活動内容がわかるもの(写真等)及び、公募等の内容がわかるもの(チラシ等)を添付すること。

口座振替先

,					
金融機関名				支店名	
口座種別	普通	•	当座	口座番号	
口座名義 (カナ)				_	

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名 作成者 職・氏名

収支決算書

1 収入の部

区分	予算額(円)	摘要
自主財源		
富士山環境保全展開活動費補助金		
その他補助金		(補助金名:
その他収入		参加費等
合計		

2 支出の部

経費項目	補助対象外経費 (円)	補助対象経費(円)	摘要
富士山環境保全展開活 動費補助金対象外経費			正会員等に対して支払われる経費 正会員の会の運営に要する経費
外部講師等謝金·旅 費			講習会講師、指導者、作業補助者等へ の謝金、交通費、宿泊費
輸送・運搬費			参加者送迎バス借上げ料、車両借上げ 料等
会場費			講演会等の会場借上げ料
広報費			ちらし、ポスター等作成費等
啓発費			啓発品等の作成費等
需用費			消耗品費(1品30千円未満)、印刷費、 郵送・宅配費等
役務費			外部作業者による工事以外の作業費
使用料及び賃借料			機材のレンタル料
委託料			設計・調査等の外部委託に係る経費
原材料費			整備を行う施設・設備の材料の購入費
その他経費			清掃活動に伴うごみ処分費等
補助対象外経費計			
補助対象経費計			
総活動費			

⁽注)補助対象活動費については補助対象経費に充当したことを証明するもの(領収書等)の写しを添付する こと。

請求書

金

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定及び補助金額の確定を受けた富士山環境保全 展開活動費補助金を、富士山環境保全展開活動費補助金交付要綱第9の規定に基づき上記のとおり請求します。

年 月 日

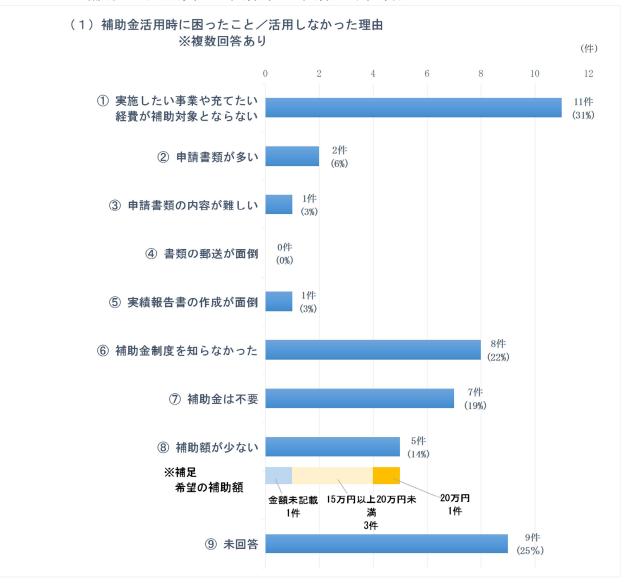
ふじさんネットワーク会長 様

所在地 正会員名 代表者役職 氏 名 連絡先

(注) 以下の項目についても記載すること。 責任者 職・氏名 作成者 職・氏名

令和6年度会員活動補助事業の見直しに関するアンケートについて (結果)

1 補助金(正会員247団体中36団体より回答)





(3) いただいた御意見

アンケートより自由回答

学校における探究活動を対象にして欲しい

獣害対策を対象として欲しい

登山歩道の整備保全が主な活動で、補助対象とならない

事業内容を吟味し、良い事業と判断した団体には多めの補助金、応援金を支給して良い のではないか

学校や事業所で受けた補助金について、活動内での流用を柔軟にしていただけると助かる

会員が講師をしたときの謝礼金を対象にして欲しい

県外在住の会員に交通費を出せるようにして欲しい

2 応援金(正会員 247 団体中 36 団体より回答)

